

# 佐伯史談

第二〇号

「郷土史研究」誌  
通算一三二号

昭和五十二年九月十日発行

佐伯史談 会

事務局 佐伯市大字楠垣宮龍護寺羽柴方

## 再遊記

### 菊池探訪記

勤皇菊池氏の盛衰を偲ぶ

佐伯史談会  
会長 高木嘉吉

熊本県菊池市は、熊本県の北部に位置して、日田郡と境を接している。山紫水明の温泉郷であるが、菊池氏二十六代の歴史に秘された史蹟の所でもある。

私は、昭和四十七年の秋、大分探勝アルコウ会の一、阿蘇・菊池方面の史蹟見学の旅に参加して、初めて菊池を訪れた。古藤田太・岩田正城両会員も同行を共にした。

菊池の見学は、アルコウ会の計画にしたがって、措置密に行なわれた。南風殿あざむ中に孤軍奮闘、一時九州を席卷した菊池氏の事蹟は、かねてから私の賛称するところであったが、その歴史の跡を見学して、感慨無量であった。そして、再遊を期したのであるが、実現しないまま荏苒歲月が流れた。たまたま本年三月末、所用あって久留米で行ったので、遊心の動くまま、帰途、菊池市を訪れることにした。

久留米から瀬高まで汽車、瀬高からバスで山鹿を経て、

菊池に着いたのは夕方であった。ホテルに泊って旅の夢をむすぶ。

朝ぐれば三月二十八日、快晴無風の好日である。宿を出て地図を片手に歩を進める。菊池氏歴史の墓所として、初代菊池則隆、十三代武重、十五代武光、二十代為邦、二十一代重朝、二十二代能運らが掲載されてはいるが、すべてを訪ねることは短時間には出来ない。

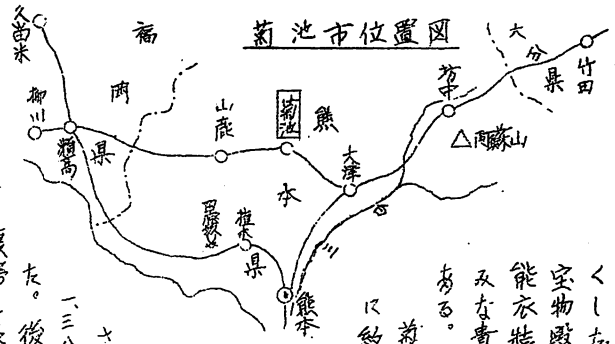
先ず、宿の近くの正觀寺に詣で、武光の墓所を訪れる。墓所の近くに、武光の墓標と伝えられる、梅の大水がある。樹齡七百年、亭々と天空高く聳えて、正平の昔を語る如くである。

菊池神社は、昔の菊池水城跡に鎮座している。明治三年四月二十八日の創建で、武時・武重・武光を主神とし、其の他南朝に忠誠を尽

#### 本号の内容

- 蘇 菊池探訪記 (高木嘉吉) 一
- 清原守長家伝の謎 (羽柴方) 二
- 徳重 徳重大神氏と宇佐大神氏 (佐藤貴) 三
- 佐伯藩足輕の縁組制度 (佐藤貴) 七
- 幕藩體制下の家徳 (藤原隆) 七
- 蘇 二冊目の前附葉 (羽柴方) 一〇
- 蘇 佐伯藩の年輪 (吉田勝) 一三
- 蘇 六冊目前附葉 (吉田勝) 一五
- 蘇 豊後国司の見聞書 (佐藤貴) 一七
- 蘇 緒方惟宗公遠墓 (木田長) 一九
- 蘇 櫻井先生叙教のそと (木田長) 二〇
- 蘇 櫻井先生と佐伯 (山本橋) 二二
- 蘇 櫻井先生と佐伯 (山本橋) 二五
- 蘇 櫻井先生と佐伯 (山本橋) 二五
- 蘇 櫻井先生と佐伯 (山本橋) 二五

集案内、会費受領など



くした菊池一族を配祀している。その  
宝物殿には、古文書・家書・千本槍・  
能衣装・能面等が収められておるが、  
みな貴重な文化財であり、歴史資料で  
ある。

菊池神社を中心として、神死一帯  
に約一万本の桜が植えられている。  
丁度満開で、雲仙・阿蘇を背  
景とした眺めは、また格別で  
あった。

菊池氏は、武光が懐良親王を  
率じて、九州を制圧した時が絶  
頂で、以後次第に足利勢に圧迫

され、十七代武朝の時(弘和元年、  
一三八〇)、今川了俊に菊池を占領され

た。後、南北朝の合一に際して菊池は  
復帰したが、昔日の覇威を保つことは出  
来なかった。

未なかつた。

戦国時代に菊池氏を継いだ、二十六代義武(大友義親)は、大友氏にそむいて、大友義鎮のために、直入郡城原に誘殺されて、菊池氏の正統は断絶した。

明治時代に華族に列した菊池氏は、二十二代能運の子重為が、一族内紛の厄を避けて日向国米良に逃れ、土着して米良氏を称して、その子孫が続いていたのであるが、則忠が菊池を称して華族に列せられ、武良・武夫と続いたわけである。

爛漫たる桜花の下、菊池氏の興亡を偲んで依回を久しくした。  
バスで菊池から大津へ、大津から豊肥線で大分へ、大

分からまたバスで佐伯へと乗り続けて、帰宅したのはすつかり暮れた七時すぎであった。  
車を持つていた人は、一日でゆつくり往復出来るコースである。秋の誘れと共に遊心の動く人には、是非訪めたい所である。私に菊池溪谷から大観峰のコースを目ざして、機会があったら三度出かけたと思つてゐる。  
(おわり)

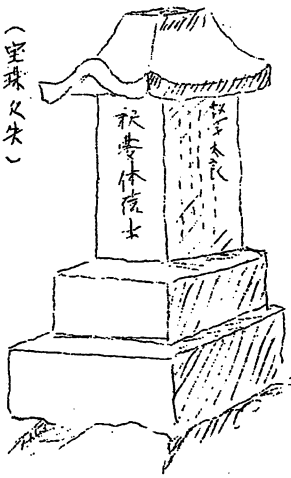
記録

清原宇太良寛死の謎 (羽柴)  
大越の奥はその墓をたずねて――

今から七五〇百年前、西南の役に当り、佐伯市史に「わしい。去る七月十五日午後、上堅田の高野若敷室に掛け左私は、暑気さびしい中を大越まで自転車と走り、その墓をたずねた。ここには数年前、皆で立寄つたところ、正面は「秋夢休信士」の法名があり、向つて右側面に

故宇太良寛去ル明治十年西南兵乱際死(難なくして死す)候段惘然ノ至ニ付 手当トシテ金八町下賜候事

明治十二年一月廿三日 大分 県  
と刻まれている。そして左側に、  
「明治十五年四月十四日 宇太良」とある。



「佐伯市史」では六月十二日、それが四月十四日となると二か月ちがう。太陽曆と陰曆ということに考えてもおかしい。どなたか、しらべては下さらんか。

(望球久朱)